

○ 金融商品取引所等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十四号）

改 正 案

現 行

（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）

第六十三条の二 法第百十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあっては、会員等に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。

一（三）（略）

四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を会員等に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）

イ （略）

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資信託

及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

ハ （略）

ニ イからハまでに掲げる有価証券を令第二条の三第三号に規定する

（一般投資家等買付けの禁止の対象とならない者）

第六十三条の二 法第百十七条の二第一項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者（第一号から第三号までに掲げる者にあっては、会員等に当該有価証券の買付けの委託をする者に限る。）とする。

一（三）（略）

四 有価証券（次に掲げるものに限る。）の発行者の役員等（当該発行者の発行する当該有価証券の買付け（当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。）を会員等に委託する者に限り、第二号に掲げる者を除く。）

イ （略）

ロ （新設）

ハ イ又はロに掲げる有価証券を令第二条の三第三号に規定する

する受託有価証券とする同号に規定する有価証券信託受益証券

ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイからハまでに

掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2  
4

(略)

受託有価証券とする同号に規定する有価証券信託受益証券

二

法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げ

る有価証券に係る権利を表示するもの

2  
4

(略)